

# 一巡目の議論における各委員の意見の整理 (未定稿)

※ 事務局の責任において、暫定的に整理したものである。

論点	委員のご意見
<p>1. 受給資格期間の短縮について</p> <p>〔新たな受給資格期間〕</p> <p>○ 受給資格期間を短縮することは適当か。その場合、何年とすることが妥当か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格期間が足りず年金をもらえない方が多いのも事実であり、受給資格期間の短縮は基本的に賛成。被用者の多くは40年保険料を納めていることと比較して、その4分の1で年金がもらえるという受給資格期間とすることは慎重な検討が必要。</li> <li>・アメリカ同様、10年程度とすることが妥当ではないか。</li> <li>・今の無年金者への対策も大事だが、就職難の時代を経てきた今の若い方の無年金を防ぐためにも受給資格期間を短縮するべき。期間は諸外国の例にならって10年程度が妥当。</li> <li>・一定の年金額の保障の必要性という政策目的自体、合理性は認められることから、受給資格期間を一切置かないよりは、短縮した受給資格期間を設定することが適当である。その場合の期間は、60歳から最大10年間任意加入が可能であることなどを踏まえると、10年が妥当である。</li> <li>・40年納付が原則であることについて周知徹底が必要。受給資格期間を10年に短縮すると、10年以上納付する意欲がなくなるというモラルハザードと、10年納付すれば満額受給できるという誤解が生じることが懸念される。</li> <li>・受給資格期間を短縮したとしても、無年金者が全員救われる訳ではなく、限界がある。アプリオリに無年金者の救済が目的ということによいのか。</li> <li>・納付したのに給付がないということが納得できないという事は分かるが、一方で、給付を行うようにするのであれば、年金財政への影響を考える必要がある。今後、受給資格期間を10年に短縮した場合、事務コストを除いてどの程度年金財政に影響が出ることになるのか。</li> </ul>

<p>○ 現在、無年金である者を対象として行うことが適当か。</p> <p>〔低い年金となること〕</p> <p>○ 受給資格期間を短縮する場合、年金額が低い者を生み出すこととなることをどう考えるか。</p> <p>〔納付意欲〕</p> <p>○ 納付意欲への影響をどう考えるか。また、低所得者への加算との関係をどう考えるか。</p>	<p>・執行コストが論点に挙げられているが、まずは執行コストの試算を試みるべきではないか。</p> <p>・一定の受給資格期間を設ける以上、執行上のコストの問題を過大視すべきではない。</p> <p>・事後的な立法によりこれまで受給資格をもたなかった人に受給資格を認めるのは、直ちに憲法問題となるものではなく、給付削減等の不利益を受ける人が生じるものでもないが、制度に対する信頼性(ひいては法的安定性)を著しく損なう可能性がある。したがって、法律改正の効果は将来的に受給年齢となる者に限って及ぼすというのが大原則。10年以上の期間を有しながら現在無年金である高齢者に受給資格を認めなくとも、財産権侵害の問題を生じるものではない。</p> <p>・老齢基礎年金の給付水準は、40年間の納付を前提とした定額年金として設定されているものであり、短縮された受給資格期間(たとえば10年)を基準にして考えるのは適切でない。少額の年金を受け取る場合、結果的に複数の制度を足し合わせて同額の給付を受けるとしても、生活保護給付でなく年金給付を受けることには独自の規範的意義がある。</p> <p>・受給資格期間を10年に短縮すれば納付期間が10年の者が増え、納付率が低下し、支える人が減って制度が持たなくなるのではないか。短縮するのであれば、納付率をいかに上げていくかという施策が別途必要。</p> <p>・保険料の掛け捨てにならない事は必要だが、一方で、納付意欲を保つことと、年金額が少額にならないようにすることとのバランスが必要。</p> <p>・10年を超えると保険料納付意欲が下がると言われているが、現状25年を超えたところで、本当に納めなくなる人が増えているのか。</p> <p>・10年以上払ったらその分給付がさらに増加する仕組みとすることができるのであれば、納付意欲は下がらないのではないか。</p> <p>・真面目に25年以上保険料を納付してきた方にどう説明するのが重要。</p> <p>・受給資格期間の短縮が納付意欲に及ぼす影響がまったくないと断言はできない</p>
---	--

	<p>い。ただし、この点については障害年金・遺族年金の存在なども含めて、年金教育や広報などの工夫を通じて納付意欲を高めていくのが本筋。法律による強制を通じて、納付意欲の低下を補完するのではなく、納付意欲の低下をもたらしている要因(社会的・経済的要因を含む)を探り、必要な対策を講じていくことが必要。</p>
--	---

論点	委員のご意見
<p>2. 低所得者等への加算について</p> <p>〔加算の位置づけ〕</p> <p>○ 社会保険方式である公的年金制度の中において、「低所得者への加算」をどのように位置づけるべきか。</p> <p>〔加算額〕</p> <p>○ どの程度の加算額とするか。また、加算を「定額」とするか、「定率」とするか。</p> <p>○ 納付意欲に与える影響と、受給資格期間の短縮との関係について、どう考えるか。</p>	<p>・低所得者への加算は、生活保護に陥らせないという役割が期待できるのではないか。現役時代に保険料の免除を受けている者が、そのまま高齢期に生活保護に陥る可能性が高い。年金以外の収入調査をした上で低所得者への加算を考えるといい。</p> <p>・低所得者への加算を考える上で、公平性が大事。低年金者を7万円に近づけるように加算するならば、40年納付した方にはそれなりの給付があるということでない、納得されない。</p> <p>・加算という形式をとる以上、年金を受給していない者は対象とならないのが原則である。</p> <p>・制度を支える中核となる人に納得してもらう仕組みが必要。社会保険方式を採用している現行の公的年金の枠組みの中で、低年金問題を全て解決するのは難しく、他の制度と併せた解決策を模索する必要。</p> <p>・保険という枠組みの中で所得再分配を行うのは、保険システムのパフォーマンスを下げることになるため、抑制的であるべき。所得再分配を行うなら別の制度で行うべきである。</p> <p>・仮に加算を設けるとした場合、最低保障機能の強化という政策目的に鑑みれば、定率加算ではほとんど意味をなさない。ただし、定額加算では加算の有無によって境界領域で年金額の逆転が生じるため、保険料納付実績等に応じた区分を設けることも考えられ、おそらくこれが加算を設けるにあたって唯一現実的な方策。</p> <p>・7万円から平均5.4万円を引いて加算額を1.6万円と仮定しているが、こうした計算方法だと納得を得られないと思う。7万円だとなぜ足りるのか、5.4万円だとなぜ足りないのかが重要。生活保護の方がコストがかかるとか、そういった理由のほ</p>

<p><b>【障害年金】</b></p> <p>○ 老齢基礎年金において「低所得者への加算」を行うのであれば、障害者の所得保障の観点から障害基礎年金についても、一定の加算を行うべきではないか。</p> <p><b>【制度設計に当たっての論点】</b></p> <p>○ 単身低所得者のほか、夫婦や家族と同居している場合の取扱いをどうするか。</p> <p>○ 「低所得」である者の基準をどのように設定するか。低所得でも資産を有する者をどう扱うか。収入の逆転を防止するための措置をどうするか。</p> <p>○ 「低所得」の判定に当たっては、繰上げ受給の減額分をどう評価するか。</p> <p>○ 所得や資産の捕捉状況との関係をどう考えるか。また、今後、社会保障・税共通番号が導入される見通しである状況をどう考えるか。</p>	<p>うが納得感がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の所得保障の観点から、障害基礎年金については一定の加算を行う独自の必要性が認められる。障害者に対する所得保障の定型的な必要性は、現在でも障害基礎年金 1 級に加算があるように、単に低所得であるというだけでなく、障害に起因する特別の出費の必要性という面からも基礎付けられる。障害は突発的な事故であることから、老齢基礎年金のように保険料納付意欲を勘案する必要性も大きくない。</li> <li>・障害基礎年金の加算のみが検討され、遺族基礎年金の加算が検討されないのはバランスを欠く印象。</li> </ul> <p>・繰上げの方は年金額を計算して選択しているのか、生活が苦しくてやむを得ず選択しているのか。繰上げの理由に関する調査結果があれば、提示して頂きたい。</p> <p>・本人の選択によって繰上げ受給をしているのだから、真面目に65歳まで待った人と先にもらい始めた人とが、同じ加算額とするのは不公平ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の経済状況を判断するには、所得だけでなく金融所得や資産の把握が必要であり、番号制の導入が必要。</li> <li>・仮に、加算額の支給にあたって所得調査を行ったり、世帯類型を勘案するとすれば、それはもはや老齢基礎年金本体とは異質の給付と言わざるを得ない。</li> </ul>
--	---

論点	委員のご意見
<p>3. 高所得者への年金額の調整について</p> <p>〔基本的な考え方〕</p> <p>○ 同じ保険料負担でも、年金を受給するときの所得・収入によって年金が減額される制度について、負担に応じた給付という社会保険方式の基本的考え方との関係をどう考えるか。</p> <p>○ 現役世代が高齢世代を支える公的年金制度の基本的な仕組みを考えれば、現役世代との均衡上、高所得である受給者については年金を減額することで、世代間の公平を図るべきではないか。また、低所得である受給者に加算を行うことと併せてこれを実施することで、高齢者の世代内の公平も図るべきではないか。</p>	<p>・連合の提案は税方式を前提としているので、必ずしも同じではないが、高所得者に対する年金給付を、公費負担分に限って減額するという方向性はよいのではないか。</p> <p>・社会保障・税一体改革成案の、高所得者への年金給付の見直しの額はあくまで1つの試算である。成案では年収1000万円以上を高所得者としているが、社会保障国民会議においては年収600万以上の方の減額を検討していたはず。最低保障機能の強化のためには財源が必要であり、そのためにも効率化・重点化は必要。</p> <p>・高所得層の所得再分配を行う必要があるなら、年金だけではなく、まさに一体改革で、税と一体にして議論する必要がある。</p> <p>・社会保険の基本的考え方からすれば、公的年金は拠出記録に基づく定型的給付であることにこそメリットがあり、受給時の所得・収入によって年金が減額される(つまり国による所得調査を支給要件のひとつとする)仕組みは適切でない。</p> <p>・世代内の公平については、最低保障機能の強化を超えて、そうした政策目的を公的年金制度の枠内で実現することに対する必要性が高いとは必ずしも言い難いように思われる。給付減額の政策目的として正当化され得るのは、主として世代間の公平の確保との関係においてであろう。</p>

<p>○ 年金の給付費のうち、国庫（税金）により賄われている分であれば、減額することも許容されるところと考えてよいか。</p> <p>また、高所得である年金受給者への課税の強化により負担を求めることについて、どう考えるか。</p> <p>○ 現在の受給者についても、減額制度の対象とするのか。この場合、年金受給権が財産権であることとの関係をどう考えるか。</p> <p>○ この制度を導入した場合、将来、自らが減額の対象となると考える者に対し、保険料納付意欲を損なうことになるのではないか。</p> <p><b>〔制度設計に当たっての論点〕</b></p> <p>○ 「高所得」である者の基準をどのように設定するか。また、どの程度の減額とするか。</p> <p>○ 所得や資産の捕捉状況との関係をどう考えるか。また、今後社会保障・税共通番号が導入される見通しである状況をどう考えるか。</p>	<p>・財産権保障との関連で、国庫負担分相当額については財産権保障の規律が及ばない(もしくは緩和される)といった議論は、慎重に行う必要がある。</p> <p>・年金所得も他の所得も同じに扱うべきであり、年金だからといって特に税制上の優遇措置は必要ない。</p> <p>・財政的に現役世代が高齢者世代を支える仕組みであることを考えた場合、現役世代との均衡を図る必要性も否定できず、高所得である年金受給者への一定の課税強化や、高額年金を受給している者に対して公的年金等控除の枠を削減することも考えられ、検討に値する。</p> <p>・年金受給権は公権とされ、憲法上の財産権保障の対象となる。したがって、将来の受給者だけでなく、現在の受給者(既裁定年金受給者)についても給付減額の対象にするとすれば、憲法問題を生じざるを得ず、必要に応じて段階的实施などの経過措置を講じる必要もある。</p> <p>・高所得者の老齢基礎年金の減額制度を導入した場合、将来の年金受給額に対する不確定要因を増やすことになり、自らが減額対象となるかもしれないと考える人の保険料納付意欲をますます弱めることになる可能性がある。</p> <p>・高所得である年金受給者への課税強化のためには税制の仕組みの中で執行可能な仕組み(社会保障・税共通番号制の導入など)を設けることが必要である。</p>
--	--



論点	委員のご意見
<p>4. 第3号被保険者制度の見直しについて</p> <p>〔第3号被保険者制度の見直し〕</p> <p>○ 第3号被保険者制度の現状に照らし、その在り方について、どう考えるか。</p> <p>○ 過去に提案されてきた第3号被保険者制度の見直し案についてどう評価するか。</p>	<p>・第3号被保険者制度の趣旨や、これからの働き方次第で年金額が変わるという話をすると就業調整している女性の意見が変わる。正しい知識の周知・教育が必要。雇用の面や子育て支援も含めた総合的な検討が必要。</p> <p>・従来の性別役割分業という社会経済の仕組みの中で整合的であった第3号被保険者制度を、新しい経済システムにどのように合わせるのかという問題。子育て施策も含め様々な政策の組み合わせの中で議論する必要。</p> <p>・年金の第3号被保険者の議論に当たっては、健康保険の被扶養者も考慮しなければならない。医療保険も別途議論が必要。</p> <p>・社会保障は何か起こったときのセーフティネットであるので、ある程度は個人単位で考える必要。医療保険に被扶養者があるにも関わらず、なぜ問題にならなかったのかまとめてほしい。</p> <p>・第3号被保険者制度は見直すべき。女性の労働市場への参加が不可欠であり、就労を阻害するような制度であってはならない。負担を取らないとこの問題は解決しないのではないか。</p> <p>・負担の公平性の観点から、第1案の保険料負担をしていただく案に賛成。しかし昭和60年改正の前の状態になってしまうので、夫婦共同負担案も考えてもいい。</p> <p>・負担調整案は夫や妻に定額負担を求めるなど、定額負担の範囲を広げることになるが、応能負担の範囲を広げる厚生年金の適用拡大という方向性から望ましくない。</p> <p>・保険料負担を求める案は応益負担を強める方向であり、応能負担についても配慮しなければならない。</p> <p>・4つの軸で政策を評価してほしい。1つ目は働きたい女性にとってよいか(M字カーブの解消につながるか)。2つ目は、負担と受益の公平性の観点。3つ目は、家族と個人の関係。4つ目は年金財政の健全化。これらの観点から議論すべき。</p>

〔夫婦共同負担を基本とする考え方について〕

○ 夫婦共同負担を基本とする考え方、すなわち、第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱って年金分割することについて、どう考えるか。

○ 第2号被保険者、3号被保険者夫婦間のみ適用するか、第1号被保険者夫婦や第2号被保険者夫婦の間でも適用するのか。

・夫婦共同負担案に基本的には賛成。世帯単位の制度設計と大きな齟齬を来さない形で、個人単位の年金の給付ができる。

・夫婦共同負担案は遺族年金等いろいろな問題があるものの、配慮も可能。夫婦共同負担案の哲学は、夫婦は経済単位としては一体であるということ。遺族年金についても世帯規模に合わせて調整方法をとるなど、一定の工夫の余地はあるので、夫婦共同負担案は割とスムーズに受け入れられるのではないか。

・年金制度は原則的には個人単位で考えるべきであるが、全てを個人単位で考えるのは難しい。夫婦共同負担案は夫が同じ収入であれば制度が変わっても世帯として払う保険料は変わらない。応益負担と応能負担という観点から見ればこの案は応能負担にも配慮した案ではないか。

・今回の年金部会において、一歩前に進む方法をまず模索すべき。税方式による抜本的解決に至るまでの経過的な在り方として適用拡大を進めて行くことが必要。

・夫婦共同負担案については、夫の年金が強制的に分割されることは問題ではないか。女性が夫の厚生年金の半分が加算される第3号被保険者になる方が得だと考えないか。

・夫婦共同負担案を採用しても結局、厚生年金被保険者全体で第3号被保険者の負担をしなければならない実態は変わらず、不公平感が残る。

〔制度設計に当たっての論点〕

- 保険料納付を記録した段階から夫婦共同負担制の考え方による年金分割を適用するか、あるいは受給開始段階からとするか。
- その適用には届出を必要とするか。婚姻の届出など客観的事実をもって適用開始とするか。事実婚をどう取り扱うか。
- 年の差夫婦や配偶者が早逝した場合には、1人分だけの給付水準となるが、どう考えるか。
- 1人分の給付水準は半分になることとなり、現行の遺族年金よりも低い額となるが、どう考えるか。
  
- 財産権や夫婦別産制との関係をどう考えるか。

・遺族年金について、夫婦共同負担案は、個人の年金権を確立しているからと言って、遺族年金はなしでよいとはならず、従来の遺族年金の考え方を継続していく必要がある。例えば、死亡した配偶者の年金額の2分の1を遺族年金として支給するなどが考えられるのではないか。

・複雑な年金制度をさらに難解にするのではなく、簡素簡便にすべき。給付の割合や遺族年金について、専門家だけでなく一般の人もわかるかどうか重要。

・社会構造とライフスタイルが変わる中でどう制度設計するかの方角性を押さえてから、移行期に伴う配慮措置を考えるべき。

論点	委員のご意見
<p>5. マクロ経済スライドについて</p> <p>〔給付を自動調整する仕組みが発動していない状況の評価〕</p> <p>○ デフレ経済下においてスライドの自動調整が発動する仕組みがなく、年金額が引き下げられていないことにより、世代間格差を広げているとの指摘について、どう考えるか。一方、経済が順調に推移すれば、現行の自動調整の仕組みで十分なことから、仕組みに問題があるのではなく、デフレ経済脱却に向けた取組みが必要であるとの指摘について、どう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年改正でマクロ経済スライドを導入したが、当時、デフレを想定しておらず、現在発動していない。当時決めたわけだから、年金財政の健全化に向けて粛々と進めていくしかない。</li> <li>・デフレ下のマクロ経済スライドも発動するしかない。なお、景気や高齢者の反発という懸念はあるので、きちんと説明をすることが必要。</li> <li>・デフレ経済を脱却していきつつ、制度の持続可能性を確保するというビジョンを示さないと納得されない。マクロ経済スライドがデフレ下で発動していないことは、セーフティネットも必要だが、年金制度の持続可能性の観点から重要であり、やらざるを得ない。</li> <li>・デフレ下でもマクロ経済スライドを実施すべき。1つ目は年金財政の持続可能性という観点から、2つ目は世代間格差という観点から。今でさえ広がっている世代間格差がさらに広がる。</li> <li>・デフレ下でもマクロ経済スライドを行うことに賛成。デフレ脱却のビジョンを示すことが難しい状況では、やらざるを得ない。</li> <li>・特例水準の存在やスライド凍結のために、このところ所得代替率が上昇しているはず。その状況を正確な数字で示していただきたいところ。所得代替率の上昇は、デフレ下で高齢層を相対的に有利になっていることを意味するが、それを是認することは困難ではないか。所得代替率には、世代間格差の指標と解釈できる面がある。</li> <li>・マクロ経済スライドにおける年金額の調整をデフレ下においても厳格に実施すべき。現在の年金を支えている就労世代は、デフレ下における給与の実質的低下を甘んじて受け入れている上に、年金保険料の割合増も受け入れている。相互扶助の精神に則り、現在を生きる就労世代と年金世代、そして、未来の社会を</li> </ul>

<p>○ スライドの自動調整の仕組みについて、現在は「マクロ経済スライド」と通称されているが、人口構成の変動に伴って年金額のスライドを調整をする仕組みであることがわかりやすくなるよう、名称を変更すべきではないか。</p> <p><b>〔特例水準との関係〕</b></p> <p>○ スライドの自動調整が発動されていない理由の第一に、特例水準が解消されていないことがある。この状況をどう考えるか。また、賃金や物価の状況に関係なく、今後速やかに、特例水準を解消すべきとの考え方について、どう考えるか。</p> <p>○ また、特例水準を早期に解消するという観点から、現行の特例水準と本来水準の差が拡大する仕</p>	<p>支える世代とが、互いに支えあうための第一歩として、デフレ下においても機能するマクロ経済スライドを実現すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デフレ下においてマクロ経済スライドを発動することに基本的には賛成。ただし、物価の下落幅を超えて年金額を下げるというかつてない経験であるから、きちんと受給者に納得できる説明をして頂く必要。ただし、年金額の低下に一定の歯止めをかける措置が必要。</li> <li>・今の日本経済の状況を考えると日本経済の空洞化に伴い、短期的に物価・賃金が上昇することを期待すべきでない。デフレ下においても給付額の調整を行うべきである。年金受給者にしっかりと説明が必要。</li> <li>・マクロ経済スライドの設計時と状況が異なるわけだから見直しが必要。平成16年の財政再計算の前提が異なっていたのだから、まず前提を変える事から議論し、制度設計の原点に立ち返る必要。</li> <li>・名称については、高齢者に理解して頂くためにはわかりやすい名前とすべき。</li> <li>・当面は特例水準の解消を第一目的とするべき。</li> <li>・特例水準については、政治判断で導入したもので、見直しが必要だが、2.5%は大きな数字なので、タイミング、手法については十分な配慮が必要。</li> <li>・特例水準は一刻も早く解消すべき。ただし、年金受給者に特例水準で高い年金をもらっているという意識は全くないので、そういう意識を持たせることに併せて取り組んで頂きたい。</li> <li>・特例水準を早期に解消すべき。</li> <li>・特例水準は解消するのが本筋であり、あとは理屈の付け方の問題。保険料固</li> </ul>
---	--

<p>組みは改め、物価下落時には、前年比で必ず引下げるルールに見直すことについて、どのように考えるか。</p> <p><b>〔現行のスライドの自動調整の仕組みにおける名目下限の撤廃等〕</b></p> <p>○ デフレ経済下においてはスライドの自動調整が発動されない理由の第二には、名目下限があることがあるが、名目下限を撤廃すべきであるとの指摘に対して、どのように考えるか。</p> <p>○ 名目下限を撤廃することは、財産権を侵害するのではないかと指摘をどのように考えるか。</p> <p>○ 老後の基礎的な生活保障としての性格を有する基礎年金の引下げは行うべきではないとの指摘について、どのように考えるか。</p>	<p>定しつつも給付を抑制していなければ、年金制度の信頼が薄れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名目下限の撤廃については、法律上財産権の問題があるため、積極的には賛成できない。基礎年金は基礎的消費支出のためということから、憲法25条1項に直接関わる制度であり、当初は生活保護水準を考慮していた。1つの可能性として基礎年金と報酬比例部分を別個に考える必要があるのではないか。名目下限を撤廃すると、持続可能性という政策目的に沿って改革全体の中で説明する必要がある。</li> <li>・一般的に、年金を減額することは財産権の問題になるが、名目下限の撤廃のみがなぜ問題になるのかはわからない。</li> <li>・名目下限の撤廃が裁判上の違憲になるか問題になるというわけではなく、様々なファクターの中で憲法に照らして望ましいかという観点で検討が必要。</li> <li>・財産権について、経済学的には名目という意味はなく、むしろ実質下限を設けることで対応できるのではないか。将来世代にどのくらいの負担増となるのか具体的な数字で示して頂きたい。制度を考えると、幅をもたせて考えないといけない。構造的な問題である働き手を増やすことが重要。</li> <li>・名目と実質の問題については、経済学と法律学で見方が異なり、難しい問題ではあるが、名目というものに法律的に意味があるということも分からないではないので、両方の観点から検討が必要。</li> <li>・名目下限について、基礎年金は老後の基礎的消費支出を賄うのが目的であるから、切り下げを行うことは問題。</li> <li>・基礎年金にもマクロ経済スライドをかけると実質的な生活水準額以下になりうるが、厚生年金から補うわけにもいかないなので、別途所得保障の仕組みを考えなければならない。</li> <li>・「基礎年金へのスライド適用は、低所得層に不利であり、不可」との意見がある</li> </ul>
---	---

	<p>ことは承知しているが、適用しないと高所得層も得をする。スライドは世代間公平のために実施し、世代内公平のためには、低所得層向けの直接的な支援を年金制度の外で行うべき。世代間公平の追求と世代内公平の追求という2つの政策目的を1つの政策手段で追求することには、原理的に無理な面がある。</p>
--	--

論点	委員のご意見
<p>6. 支給開始年齢について</p> <p>〔基本的考え方〕</p> <p>○ 厚生年金の支給開始年齢の更なる引上げ、あるいは引上げスケジュールを前倒すべきとの意見について、どう考えるか。日本における65歳の平均余命がこれまでも伸びてきていることや今後も伸びる見込みであることや、諸外国において、既に65歳以上への支給開始年齢の引上げが決定されていることについて、どう考えるか。</p> <p>○ 支給開始年齢の65歳以上への引上げは、世代間格差を拡大するのではないかと指摘について、どう考えるか。</p>	<p>・支給開始年齢引上げスケジュールの前倒し論は、労政審の議論とも関わるほか、直近で人々の老後設計にも関わる。あくまで中長期的課題として議論していかなければ、国民の信頼や理解は得られない。検討は必要だが実現は困難。</p> <p>・アメリカでは定年制度は違法であり、支給開始年齢の議論の前提に定年制度はないというのが諸外国の状況であることに留意が必要。平均寿命が延びていることは支給開始年齢引上げの当然の理由にはならない。国民の制度に対する信頼のことも考慮せねばならない。</p> <p>・60歳の時点であと5年であるはずの年金給付が8年程度まで伸びるとなると、心情的に厳しいものがあり、支給開始年齢の引上げは困難ではないか。</p> <p>・超少子高齢社会の中長期的展望を考えれば、支給開始年齢の引上げを考えざるを得ない。高齢者雇用にはプラス面もある。しかし、支給開始年齢の引上げは世代間不公平の是正に反するおそれがある。全体的には世代間不公平を是正する方向性となるよう、総合的に考える必要。</p> <p>・子どもたちの世代のことを考えれば、今、更なる引上げを検討しなければならないかもしれない。最低限、満額支給の年齢については上げざるを得ないのではないか。検討期限を決めて、定年の見直しと合わせて議論を進めるべき。</p> <p>・支給開始年齢の引上げペースはより速くてもよい。諸外国に比して平均余命も長い。ただ、雇用政策との関係は重要。</p> <p>・これまでの引上げペースは遅かったのではないか。団塊の世代に負担を求め損ね、年金財政に負荷がかかっているという現状に留意すべき。</p> <p>・引上げスケジュールの前倒しは検討の余地がある。一方、65歳以上への引上げについては、年金財政とのバランスから、本当に必要かどうかチェックすべき。</p>



<p>○ 雇用と年金の接続は高齢者の生活の安定の観点から重要な問題である。高齢者雇用と支給開始年齢の関係をどう考えるか。</p>	<p>世代間格差を拡大するおそれがある。マクロ経済スライドによる調整であれば年金受給者にも負担をかけることができるが、支給開始年齢の引上げではそれはできない。また、引上げスケジュールの前倒しに比べ、65歳以上への引上げは、実現する頃には、人口の厚い年齢層は既に支給開始年齢を過ぎてしまっており、効果は薄いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始年齢の引上げを検討することは避けられないが、留意すべき点もある。マクロ経済スライドによる将来の財政安定効果がどの程度のものであるのか、しっかりと示してからでないと、議論ができない。</li> <li>・マクロ経済スライドだけで年金財政を維持できるのか、確かめてほしい。マクロ経済スライドだけでは厳しいのではないか。早急に支給開始年齢を引上げて行くことが必要と考えている。その際、貯蓄環境の整備も併せて行うことが必要。</li> <li>・支給開始年齢の引上げとマクロ経済スライドの見直しの両方をやる必要があると考えているが、この2者にトレードオフの関係はあるのか、その辺りがわかる資料を示してほしい。また、世代間の差異がわかるような資料も示してほしい。</li> <li>・高齢者雇用対策の議論ができていない中で、支給開始年齢の引上げを先に議論することはできない。現行の支給開始年齢の引上げでさえ、65歳未満の雇用の状況と噛み合っておらず、年金部会で議論できる段階にはない。</li> <li>・高齢者雇用については、企業に定年延長を求めてきた中で、やっと法的措置が追いついたところであり、今後処遇改善も併せて行わなければならないということを見ると、従来通りのリンクを保ちながら支給開始年齢の引上げを行うことは難しい。労働市場全体の動きの中でフォローすることが必要であり、企業内の問題として解決を図るのは難しい。高齢者の就業率には男女差があることにも注意が必要。</li> <li>・産業界としても、雇用との整合性の確保は必要であると考えている。雇用が減少する中で、支給開始年齢の引上げは、若年者雇用を含めた労働市場に悪影響を及ぼすものであり、慎重な検討が必要。若年者就業率の低下傾向を示すデータもあるはずなので、そういったものも示されたい。高齢者雇用については、製造業を中心に、労働者の体力の限界にも配慮する必要がある。支給開始年齢の</li> </ul>
--	---

<p>○ 基礎年金の支給開始年齢は、制度創設当初から65歳のままであるが、平均余命の伸びや諸外国の動向を踏まえれば、引上げを検討すべきとの意見について、どう考えるか。基礎年金の支給開始年齢を引上げる場合には、高齢者雇用の整備だけでなく、自営業者等も含め、老後の生活設計のための施策が必要となることについて、どう考えるか。また、他の社会保障制度における「高齢者」の概念の整理が必要となるとの意見等について、どう考えるか。</p>	<p>引上げがもたらす影響は労使ともに大きく、制度改正は困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の雇用環境が年功序列を前提としたものである以上、支給開始年齢の引上げと定年の引上げをセットにしていると、企業が人員余剰に陥り、若年者雇用への影響が避けられないのではないかと。声をあげづらいつら若年世代への配慮が必要。</li> <li>・支給開始年齢の引上げペースの見直しについては、若年者の労働市場も巻き込んで大幅な調整を行うことが必要であり、2025年のゴールを変えることは困難と思うが、2040年に高齢化率が4割を超えてから支給開始年齢の議論をしたのでは遅いので、議論を引き続き行っていく必要。</li> <li>・支給開始年齢の引上げが労働市場に与える影響を、高齢者市場のみならず新卒市場についても併せて検討すべき。働く人の方が年金受給額が多くなる仕組みを整備することが必要。在職高齢年金受給者の保険料負担の見直しも必要。マクロ経済政策によって日本経済を活性化することも必要。高齢者雇用の拡大が若年者雇用に与える影響は避けられない。高齢者や女性の労働力の活用を進めていく必要もある。</li> <li>・支給開始年齢の引上げはやむを得ない。同時に、企業の定年ラインの調整に頼っては、企業負担が過大なものになってしまう。65歳以上の人々が就労可能な仕事の種類を増やすような政策も推進すべき。</li> <li>・基礎年金の支給開始年齢を引上げる場合には、別途の手当を整備するなどの対応が必要。</li> <li>・公的年金を縮小するならば、私的年金などによる備えを奨励するため、税制優遇措置の拡充など、その分をカバーする制度改革の議論も必要。</li> <li>・退職してから年金を受給するまで空白期間が生じるので、ここに特化した積立年金制度をつくることも検討すべき。こうした工夫のもとで支給開始年齢の見直しと雇用政策を併せて実施すべき。</li> <li>・公的年金以外の所得保障政策との兼ね合いも議論すべき。企業年金をどうするか意識も必要。</li> <li>・雇用保険の継続雇用給付が65歳までであることを考えると、支給開始年齢の引</li> </ul>
---	---

〔制度設計に当たっての論点〕

- 「3年に1歳」以外の引上げスケジュールがあるか。例えば、月単位で支給開始年齢を上げるようなアイデアについて、どう考えるか。
- これまでは、女性は5年遅れのスケジュールとなっていたことについて、どう考えるか。
- 繰上げ・繰下げ支給について、どう考えるか

上げに当たっては、65～70歳についての給付の手当でも考えなければならない。  
・65歳を動かすのであれば、介護保険などとの整合性も考えねばならない。

・日本より支給開始年齢が高いアメリカでは繰上げ受給が可能であったり、日本より支給開始年齢が低いフランスでは60歳では満額受給はできなかつたりと、別の面でも制度上の差異があるはず。スウェーデンのように、支給開始年齢という概念をなくしてしまうというのも一考。

・諸外国は支給開始年齢は高めであるが、老齢年金の満額受給前に障害年金を受給するようなケースも多い。67～68歳支給開始の場合を満額受給としつつ、それより早く受給することも可能となるような制度を構築することも検討すべき。

・支給開始年齢の引上げは、期待を裏切ることやどう考えるかという難しい論点がある。検討に当たって、諸外国との比較資料をより多く提示すべきとの話があったが、繰上げ・繰下げの減額率・増額率についての比較資料も必要だ。

論点	委員のご意見
<p>7. 在職老齢年金について</p> <p>〔基本的考え方〕</p> <p>○ 働きながら年金を受給する場合に、一定の年金額を調整する制度である在職老齢年金が、就労意欲を抑制しているとの指摘について、どう考えるか。</p> <p>〔見直しの内容〕</p> <p>○ 在職老齢年金の財源については保険料財源となるが、仮に、見直す場合には、年金財政の均衡の観点から財源確保が必要となる。このことを踏まえ、60歳代後半の者の仕組みと同様の調整限度額とすることでよいか。例えば、60歳台前半の高齢者の平均給与所得額を参考に設定することについては、どう考えるか。</p>	<p>・在職老齢年金は就業意欲を抑制するという批判があるが、現場の実感としてはそうではない。在職老齢年金の制度があっても、就労を望む高齢者は多い。</p> <p>・在職老齢年金については、効率性の観点から、労働市場に歪みをもたらすものであるとの見方があるが、今は必ずしも歪めるものではないという指摘もある。そうすると、公平性の観点の議論が提示されることになる。効率性と公平性の観点からの議論が必要だ。</p> <p>・在職老齢年金については、示された案のような改革を行う必要は今はないと考えている。46万以上の収入のある者が、年金が減るからといって就業調整を行うかどうか、疑問が残る。また、年金財政の安定化にも逆行する。効率性阻害効果がよほど明確でなければ、やるべきではない。</p> <p>・産業界の視点からすれば、在職老齢年金は必ずしも就業抑制的ではないのではないか。支給開始年齢の65歳への引上げが近い将来に完成することを考慮すると、いずれ効果はなくなってしまう。年金財政の安定化が求められる中、給付増には慎重であるべき。特定世代のみが給付増の恩恵を受ける点も気になる。</p>

<p>○ 賃金と併せて年金を受給する高齢者は高所得者となることから、現役世代とのバランスを確保するためには、どのようなことが必要か。</p> <p>○ 在職老齢年金の見直しによる高齢者雇用等への影響について、どう考えるか。</p>	<p>・在職老齢年金の問題点として、就業意欲抑制のほか、短時間労働者や共済受給者は、支給停止を受けないことが挙げられる。支給停止額を決める収入の認定に当たっては、家賃収入や配当収入も含めた総収入ベースで判定できるようにすべき。</p> <p>・在職老齢年金の運用にあたって、総収入ベースで支給停止額を判定するような運用が可能ならば、総収入ベースで判定する仕組みをとるべき。また、65歳前後の支給調整の仕組み間の移行をよりスムーズにする方策はないか。</p> <p>・財源の手当てがつかないのであれば緩和を実行してほしいが、年金給付が拡充されれば、高齢者を雇用する企業は賃金を減らす可能性もあり、高齢者雇用が増えるかは疑問。</p>
---	---

論点	委員のご意見
<p>8. 産休期間中の保険料免除について</p> <p>〔基本的考え方〕</p> <p>○ 次世代育成支援の観点から、産前産後休業期間中の保険料負担免除措置を設けることについて、どう考えるか。育児休業と異なり、産前産後休業は使用者の義務であるため、取得促進という意味は少ないが、それでも産前産後休業期間中の保険料負担が軽減されることにより、次世代育成支援に資すると考えてよいか。</p> <p>○ 年金財政や保険料負担者への影響をどう考えるか。産前産後休業中の保険料負担免除に必要な財源を、被保険者及び事業主全体で負担することについてどう考えるか。</p>	<p>・全世代対応型の社会保障、女性の就労継続を支援する観点、子育て世代の経済的負担の軽減という観点、さらには将来の保険料負担者を育てるという観点からも、是非産休期間中の保険料免除を進めるべき。</p> <p>・女性の就業率を高めるために、産休中の経済的な安定を図ることは重要。出産準備費用は多額なので出産手当金があっても経済的に豊かではない。是非とも次世代育成支援の観点から改正を実現して欲しい。</p> <p>・実際には中小企業では産休期間に入る前に暗黙のプレッシャーにより辞職してしまう方が多いので、産休期間が保険料免除されることで取得促進につながる効果も考えられ、是非改正すべき。</p> <p>・基本的に賛成だが、この制度改革の対象者が被用者のみであるというのが懸念点。次世代育成支援の観点なら全ての方が対象の方が望ましいのではないか。そういう意味で、厚生年金の適用拡大をどうするのかもあわせて考えないといけない。</p> <p>・中小企業では育児休業が取得できないことが多く、出産手当金が支給された後に立て替えた保険料を払うケースもあり、出産費用もかかることから保険料を免除すべき。財源の話を除けば、基本的には賛成。</p> <p>・賦課方式である年金制度にとって将来の担い手を増やすことは、財政運営の観点から不可欠であり、基本的に賛成。ただし、年金財政にどう影響するかを見極める必要がある。次世代育成が我が国全体の課題であることを踏まえれば、場合によっては税財源での補填も考える必要がある。</p> <p>・産休期間中の保険料免除は賛成。なお、税財源もありうるという意見もあったが、被用者の助け合いの仕組みである被用者保険の中の話なので、保険料財源で行うべき。</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・年金給付費 50 兆円からみれば数百億円は軽微な影響であろう。税財源で行うとなると、第1号被保険者をどうするかという点を含め大議論になるので、保険料財源が望ましい。</li><li>・単体では賛成だが、年金財政のいろんな所にしわよせがきて総額は大きくなる可能性があり、他の政策との兼ね合いは考慮すべき。</li><li>・就労継続の効果があるなら行うべき。財源については、産休期間中の保険料免除単体で議論するべきではない。</li><li>・産休期間中の保険料を免除し、厚生年金の支え手が増えることで、長期的には、必要な財源も逡減するのではないか。</li></ul> |
|--|---|

論点	委員のご意見
<p>9. 標準報酬上限の引上げについて</p> <p>○ 標準報酬月額上限を引上げるにより、負担能力のある被保険者に対して、現在より多くの負担を求めることについてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年年金部会の提案以降も所得格差が拡大しており、今回改正すべき。健康保険同様 121 万円まで引上げるのは厳しいかもしれないが、拠出能力に応じた負担を求めることを検討すべき。</li> <li>・負担を求めるためには、高所得者の年金給付減額よりは現実的な方法。標準報酬上限は逆進性があるという点からも積極的に考えるべき。</li> <li>・賦課方式の年金制度においては経済力に応じて負担に参加して頂くべきなので基本的には賛成。</li> <li>・他の制度との関わりから慎重になるべき。拠出と負担に関係はない医療保険なら上限を撤廃して良いが、年金には報酬比例部分があり、若い時に高所得だった者に高い年金額を払うとすると、何故そんな人まで今の若者が面倒を見なければいけないのかという事になる。</li> <li>・今後非正規労働者の適用拡大が認められた場合、平均標準報酬が上がると思えず、むしろ下がるのではないか。その場合に、法律上平均標準報酬の何倍とするのかは検討すべき。</li> <li>・現行の標準報酬改定ルールと、平均標準報酬月額が下がっている現状を考えると、なぜここで検討するのか慎重に見極める必要がある。制度を複雑にすると、年金財政の持続可能性を確かめることを困難にするのではないか。</li> <li>・公的年金は老後の所得保障が目的なので、高所得者に老後を支える年金が足りないということなのであれば、保険料負担をどうするかを考えるべき。一方、2分2乗との関係など、他の議論とセットで議論する必要がある。高所得者に負担は増やすが給付は増やさないなら、自助努力で行う企業年金等も含め、総合的に議論する必要。</li> <li>・高所得者ほど基礎年金拠出金を実質的に多く負担しているが、今後、適用拡大によって低所得者が入ってくる事となる。さらに、基礎年金の国庫以外の負担が</li> </ul>



<p>○ 標準報酬月額上限を上げた際に、給付への反映方法はどのように考えるか。</p> <p>○ 標準報酬月額上限を上げることによる年金財政への影響及び事業主負担への影響をどう考えるか。</p>	<p>3分の2から2分の1になり、基礎年金を通じた所得再分配機能は落ちている中で、標準報酬月額の上下限の意味も変わってきているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮に上限を上げるなら、高所得者に給付を反映させない方向にしないといけない。</li> <li>・所得再分配の観点から、給付に反映させる際にはアメリカの制度を参考に、工夫することも検討すべき。</li> <li>・保険料を拠出すればその分給付に反映すべき。所得再分配を考えるならバンドポイントを設けることもあり得ない選択肢ではないが、アメリカの年金は必ずしも日本と同様ではない。</li> <li>・他の改革案との関係から給付には反映すべき。例えば、夫婦共同負担や高所得者の年金給付の見直し、さらには新しい年金制度の所得比例年金との関係を見ると、給付に反映させないと矛盾する。また、再分配機能を基礎年金だけでなく、厚生年金にも担わせるのは、制度をさらに複雑にする。</li> <li>・デフレ下で給与が下がっており、上限該当者が減っている今、なぜ標準報酬を上げるのか。バンドポイントを設けると、制度をさらに複雑にするので慎重に議論すべき。</li> <li>・日本の所得再分配が小さい原因は、税の所得再分配機能が弱まっていることにあり、社会保険の仕組みの中でこれ以上所得再分配機能を強めることは社会保険原則を揺るがすので反対。現行年金制度における所得再分配は公費が投入されている基礎年金のみに限定すべき。保険料負担が上がる中でさらに賦課ベースまで拡大することは、経済活力を削ぐ。また、国民年金の高所得者に手をつけないことは、国民全体で基礎年金を支えるという趣旨に反する。</li> <li>・上限該当者が減っている中、今なぜ引上げないといけないのかわからない。健康保険を参考にするのは、保険の性質が全く異なる。負担を増やして将来の給付を減らすのは、やはり年金財政が厳しいのが理由ではないか。短時間労働者への厚生年金適用拡大の際に、標準報酬下限の引下げを行う財源に充てるためではないかという感想を抱かざるを得ない。</li> <li>・今の経済状況を考えると、事業主負担が増えることを無視するわけにはいかな</li> </ul>
---	---

	い。上限を上げたとしても、事業主負担を増やさず、結果として給付も増やさないという措置もありえるのではないか。
--	--

論点	委員のご意見
<p>10. その他</p> <p>(1)遺族年金の男女差について</p> <p>○ 遺族基礎年金の支給対象は、男女の雇用機会・雇用条件等の相違の存在を前提に、母子家庭等に限られており、父子家庭には支給されないが、この男女差をどう考えるか。</p> <p>○ 遺族基礎年金の支給対象者を拡大する場合、新たに財源が必要となり、この財源を手当てした上で行う必要があるが、どう考えるか。</p> <p>○ 遺族基礎年金は、被保険者が死亡したときに生計を維持されていた者に対して支給されるという考え方によっているが、今後、父子家庭への適用拡大を検討する場合には、このことをどう考えるか。</p> <p>○ 厚生年金の中高齢寡婦加算や国民年金の寡婦年金など、遺族給付において女性のみ給付さ</p>	<p>・社会保障における男女差は基本的には広範な立法裁量が認められるとはいえ、裁判上どう扱われるかは別としても、家族モデルが多様化している現在、男女差があるこの規定は、男女双方に問題であるので改正すべき。</p> <p>・男女平等の観点から、女性ではなく配偶者など中立的な用語に変えていくべき。遺族厚生年金の55歳以上要件も男女差があり、改正すべき。</p> <p>・今や共働きの時代であり、遺族基礎年金の男女差を解消すべき。パートの方も厚生年金に加入するなら遺族厚生年金も考慮すべき。</p> <p>・母子年金が遺族年金になったという歴史的経緯があるが、共働き家庭が増えているのだから、遺族年金の男女差についても撤廃すべき。</p> <p>・生計維持要件である収入850万円要件は、基準が適切であるのか、また、受給要件としてもらえるかももらえないかしかない仕組みについても検討が必要。</p> <p>・収入850万円要件について、受給時の1回で判断することは疑問。</p> <p>・妻が生計維持していないと父子家庭に遺族年金が支給されないとなるとほとんど支給されないのではないかと。</p>

れる制度が存在することについて、どう考えるか。  
また、遺族厚生年金は夫に55歳という年齢制限があることをどう考えるか。これらを仮に見直す場合には、必要な財源を手当てした上で行う必要があるが、どう考えるか。

(2) その他

- ・経済前提と積立金のあり方に関する専門委員会で、財政試算が議論になったが、年金制度改革が年金財政に与える影響については、年金部会で考えて欲しいという議論があった。政策単体での財政影響だけでなく平成16年改正のフレームワークの下での各政策の影響について、足下の数字を用いて粗々でいいので、可能な範囲で試算をして欲しい。
- ・年金部会として来年の国会に何を提出する予定なのかの整理を早く行うべきなのではないか。
- ・日本年金機構の要望の中で「70歳への繰下げ支給の弾力化」がある。申出が70歳を超えて数年経過した後になると、請求後のみの支給であり遡及できないという苦情が非常に多く、審査会でも苦勞している。法律を変えない限り、この問題は解決しないので、是非この機会に改正して欲しい。